低圧蓄熱調整契約（選択約款）

Energia

2024年4月1日実施

中国電力株式会社

１　目　　的

この選択約款は、蓄熱式冷暖房機器等の使用によって、より電力需要の少ない時間帯への負荷移行を促進し、電力設備の効率的な使用に資することを目的といたします。

２　選択約款の変更

（１）　当社は、民法第548条の4の規定にもとづき、この選択約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

（２）　消費税および地方消費税の税率が変更された場合には、当社は、変更された税率にもとづき、この選択約款を変更いたします。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

（３）　お客さまの需要場所を供給区域とする一般送配電事業者または配電事業者（以下「当該一般送配電事業者等」といいます。）が定める託送供給等約款およびその他の供給条件等（以下「託送約款等」といいます。）の変更または法令の制定もしくは改廃により、この選択約款を変更する必要が生じた場合、当社は、変更後の託送約款等または法令をふまえ、この選択約款を変更することがあります。この場合、契約期間満了前であっても、電気料金その他の供給条件は、変更後の選択約款によります。

（４）　当社は、この選択約款を変更する場合、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

３　適 用 範 囲

電気特定小売供給約款（以下「供給約款」といいます。）の低圧電力または選択約款の低圧高負荷契約として電気の供給を受け、冷暖房負荷等の蓄熱式運転（以下「蓄熱運転」といいます。）によって、４（季節区分および時間帯区分）に定める昼間時間から夜間時間への負荷移行が可能な需要で、かつ、この選択約款実施の際現に低圧蓄熱調整契約（2023年４月１日実施。）の適用を受けている場合に適用いたします。

４　季節区分および時間帯区分

（１）　季節区分は、次のとおりといたします。

イ　夏　季

毎年７月１日から９月30日までの期間をいいます。

ロ　その他季

毎年４月１日から６月30日および毎年10月１日から翌年３月31日までの期間をいいます。

（２）　時間帯区分は、次のとおりといたします。

イ　昼間時間

毎日午前８時から午後10時までの時間をいいます。

ロ　夜間時間

昼間時間以外の時間をいいます。

５　料　　金

各月の料金は、低圧電力または低圧高負荷契約によって算定された基本料金および電力量料金の合計から（１）によって算定された金額（以下「蓄熱割引額」といいます。）を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

（１）　蓄熱割引額

蓄熱割引額は、その１月の蓄熱電力量により、次のとおり算定いたします。

イ　低圧電力として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{matrix}\text{低圧電力の夏季料金}\\ \text{またはその他季料金}\end{matrix} \times \begin{matrix}\text{その１月の}\\ \text{蓄熱電力量}\end{matrix} \times \begin{matrix}\text{（４）イの}\\ \text{蓄熱割引率}\end{matrix}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧電力の夏季料金および（４）イの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧電力のその他季料金および（４）イのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

ロ　低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

$$\text{蓄熱割引額} = \begin{matrix}\text{低圧高負荷契約の夏季料}\\ \text{金またはその他季料金}\end{matrix} \times \begin{matrix}\text{その１月の}\\ \text{蓄熱電力量}\end{matrix} \times \begin{matrix}\text{（４）ロの}\\ \text{蓄熱割引率}\end{matrix}$$

この場合、夏季の蓄熱電力量には、低圧高負荷契約の夏季料金および（４）ロの夏季蓄熱割引率を、その他季の蓄熱電力量には、低圧高負荷契約のその他季料金および（４）ロのその他季蓄熱割引率をそれぞれ適用いたします。

なお、その１月に夏季およびその他季がともに含まれる場合には、計量値を確認するときを除き、その１月の蓄熱電力量をその１月に含まれる夏季およびその他季の日数の比であん分してえた値をそれぞれの蓄熱電力量といたします。

（２） 蓄熱電力量

蓄熱電力量は、６（夜間使用電力量の計量）によって計量された蓄熱運転を行なう冷暖房負荷等（蓄熱運転を直接行なう圧縮機等の機器のほか、蓄熱運転に不可欠なポンプ類等の機器を含めることができます。以下「蓄熱式負荷設備」といいます。）の夜間時間における使用電力量（以下「夜間使用電力量」といいます。）といたします。ただし、夜間使用電力量に蓄熱運転によって昼間時間から夜間時間へ移行された電力量以外の電力量（以下「控除電力量」といいます。）が含まれる場合は、夜間使用電力量から（３）によって算定された控除電力量を差し引いた値を蓄熱電力量といたします。

なお、お客さまと当社との協議によって蓄熱電力量の上限値を定めることがあります。

（３） 控除電力量

控除電力量は、夜間使用電力量に夜間使用電力量における控除電力量の比率（以下「控除率」といいます。）を乗じてえた値といたします。

なお、控除率は、原則として10パーセントといたします。ただし、その値が蓄熱式負荷設備の負荷の実情に比べて不適当である場合は、蓄熱式負荷設備の容量および稼働状況等を基準として、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めるものといたします。

（４） 蓄熱割引率

蓄熱割引率は、次のとおりといたします。

イ 低圧電力として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.186
その他季蓄熱割引率	0.105

ロ　低圧高負荷契約として電気の供給を受ける場合

夏季蓄熱割引率	0.250
その他季蓄熱割引率	0.216

（５）　単位および端数処理

イ　控除電力量の単位は、１キロワット時とし、その端数は、小数点以下第１位で四捨五入いたします。

ロ　控除率の単位は、１パーセントとし、その端数は、切り捨てます。

６　夜間使用電力量の計量

（１）　当該一般送配電事業者等は、蓄熱式負荷設備の夜間時間における使用電力量を、原則としてその他の負荷設備の使用電力量とは別に計量いたします。

この場合、蓄熱式負荷設備は、専用の回路で施設していただきます。

（２）　夜間使用電力量の計量は、供給約款25（使用電力量の計量）に準じて行ないます。

なお、記録型計量器により計量する場合の料金の算定期間における夜間使用電力量は、夜間時間の開始時刻および終了時刻における電力量計の読みの差引きにより算定された値を合算（乗率を有する電力量計の場合は、乗率倍するものといたします。）いたします。

（３）　夜間使用電力量の計量は、１計量をもって行ないます。

（４）　当社が承認した小容量の氷蓄熱式空調システムを使用し、当社との協議が調った場合には、当該システムの夜間使用電力量は、（１）にかかわらず、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

７　自動制御等により蓄熱式空調システムのピーク時間調整運転を行なう場合の取扱い

（１）　次のいずれにも該当し、当社との協議が調った場合の各月の料金は、低圧電力または低圧高負荷契約によって算定された基本料金および電力量料金の合計から５（料金）（１）によって算定された蓄熱割引額および（５）によって算定された金額（以下「蓄熱ピーク調整割引額」といいます。）を差し引いたものに、再生可能エネルギー発電促進賦課金として算定された金額を加えたものといたします。

イ　（３）によって定める調整時間において、蓄熱式空調システムの蓄熱槽に蓄えた熱を利用することにより熱源機等の停止または調整（以下「蓄

熱ピーク調整」といいます。）が可能であること。

ただし、あらかじめ熱源機等が停止している場合は、蓄熱ピーク調整とはいたしません。

ロ　蓄熱ピーク調整は、当社が認定した自動制御等により行なうこと。

（２）　調整期間

調整期間は、７月１日から９月30日までといたします。

ただし、以下の日を除きます。

日曜日、土曜日、「国民の祝日に関する法律」に規定する休日、８月13日、８月14日、８月15日

（３）　調整時間

調整時間は、調整期間を通じてお客さまが負荷調整を実施する時間とし、午後１時から午後４時までの間でお客さまと当社との協議によって定めます。

なお、調整時間は、毎日30分単位で設定するものとし、調整期間を通じて、調整時間帯は同一といたします。

（４）　契約調整電力

契約調整電力は、調整時間において停止または調整する熱源機等の機器容量（キロワット）等にもとづき、あらかじめお客さまと当社との協議によって定めます。

（５）　蓄熱ピーク調整割引額

蓄熱ピーク調整割引額は、調整が行なわれた各月について次式により算定いたします。

ただし、当社が認定した自動制御等により蓄熱ピーク調整が行なわれなかったとみなされる場合には、割引を行ないません。

蓄熱ピーク調整割引額＝契約調整電力×調整時間×（６）の割引単価

（６）　割引単価

１キロワット１時間１月につき	**660円00銭**

８　契約期間

（１）　契約期間は、４月１日から翌年の３月31日までの１年間といたします。

（２）　契約期間満了に先だって、お客さまと当社の双方が、需給契約の廃止または変更について申入れを行なわない場合は、需給契約は、契約期間満了後も１年ごとに同一条件で継続されるものといたします。この場合、当社は、契約期間満了前は、新たな契約期間を、需給契約の継続後は、新たな

契約期間、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。

なお、お客さまが希望されるときを除き、その他の事項のお知らせについては省略することがあります。

（３） お客さまの需要場所が、電気事業法第20条の２第１項に定める指定区域として指定される場合の契約期間の終期は、(１)および(２)にかかわらず、当該指定区域に対し電気事業法第２条第１項第８号ロに定める離島等供給が開始される日の前日といたします。

９ そ の 他

（１） 当社は、必要に応じてお客さまから蓄熱式負荷設備および蓄熱運転に関する資料を提出していただきます。

（２） お客さまが、蓄熱式負荷設備の内容もしくは稼働方法の変更、または蓄熱式負荷設備の取外しをされる場合は、あらかじめ申し出ていただきます。

（３） お客さまが電気の需給契約の変更を希望される場合は、供給約款Ⅱ（契約の申込み）に定める新たに電気の需給契約を希望される場合に準ずるものといたします。この場合、当社は、変更前は、変更しようとする内容を、変更後は、変更した内容、需給契約が成立した日、供給地点特定番号ならびに当社の名称および所在地を、電磁的方法等によりお客さまにお知らせいたします。この場合、お客さまが希望されるときを除き、当該変更の内容以外のお知らせについては省略することがあります。

（４） この選択約款に定めのない規定については、供給約款または低圧高負荷契約に定めるところによるものといたします。

附　　則

１　実施期日

この選択約款は、2024年４月１日から実施いたします。